

令和7年10月1日

新規

旧日ヶ谷保育所跡地の有効活用に向けて

～ 地域振興につながるような形での市有土地建物の売却 ～

本市は、公共施設の用途廃止等により未利用となった市有土地建物について、民間の資金・ノウハウを活用し、地域のにぎわいづくりや活性化に資することを目的に、売却等を進めているところ、この度、「旧日ヶ谷保育所等跡地」を地域振興につながる事業に活用していただくため、売却することとしました。

つきましては、有効活用事業者（契約予定者）を公募型プロポーザル方式により選定しますので、積極的な活用提案をお待ちしています。

旧日ヶ谷保育所等

〔背景・経過〕

- ・日ヶ谷地区では、令和4年度に「京都府移住促進特別区域」に指定され、Uターン者を中心とした移住者の受け入れを通じて地域の担い手確保と将来世代の育成に取り組まれている。
- ・令和6年3月に市営住宅日ヶ谷団地が用途廃止され、隣接する旧日ヶ谷保育所、旧日ヶ谷教員住宅も含めて一段の土地となった3施設をまとめて有効活用するもの。



旧日ヶ谷保育所等跡地（現状有姿での売却）

◆物件の概要

所在：宮津市字日ヶ谷小字フケノシリ 5120 番1 他3筆

土地：1,447.86㎡

建物：鉄筋コンクリート造平家建1棟、木造平家建2棟 計284.32㎡

◆主な売却条件

< 予定価格 >（最低売却価格）92,400円

< 活用計画 >

- ・周辺の自然景観との調和や里山の自然保全に配慮しながら、地域振興につながる事業であること。

◆選定方法

有識者等による選定委員会において、提案された活用計画及び価格等を審査項目ごとに採点し、最も優れた事業者を有効活用事業者（契約予定者）に選定します。

※募集要項等▼

<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/site/siyuzaisan/27025.html>

<スケジュール>

・募集要項の公表	R7.10.1～R7.10.24
・現地見学	R7.10.10
・申込受付	R7.10.17～R7.10.24
・選定委員会の開催	R7.11 上旬
・有効活用事業者の決定	R7.11 上旬

お問い合わせ先

企画財政部 / 財政課 / 資産活用係

TEL : 0772-45-1611